

# 一般財団法人 宮城県剣道連盟定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

- 第 1 条 当法人は、一般財団法人宮城県剣道連盟と称する。  
2 当法人の略称は「宮城県剣道連盟」または「宮剣連」とする。

(事務所)

- 第 2 条 当法人は、事務所を宮城県仙台市におく。

(目的)

- 第 3 条 当法人は、剣道（居合道及び杖道を含む。以下同じ）の奨励発展を図り、剣道理念を広く普及させ、県民の健康・生活文化の向上に寄与するとともに、会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事業内容)

- 第 4 条 当法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ( 1 ) 各種剣道大会の開催
- ( 2 ) 称号の推薦及び段位・級位の審査
- ( 3 ) 剣道理念に基づく優れた指導者の育成
- ( 4 ) 指導員、審判員又は講師の派遣
- ( 5 ) 各種講演会、講習会、研修会の開催
- ( 6 ) 幼少年、女子、高齢者等各層への剣道の普及振興
- ( 7 ) 剣道に関する調査研究・指導及び広報誌などの刊行
- ( 8 ) 剣道普及振興のための表彰
- ( 9 ) 古武道に関する文献資料の収集と保存
- ( 10 ) その他目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

- 第 5 条 当法人の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

- 第 6 条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

## 第 2 章 加盟団体

(加盟団体)

- 第 7 条 各地区を代表する団体及び特定の組織を代表する団体で、当法人の目的に賛同するものは、当法人の加盟団体となることができる。

(加入)

第 8 条 加盟団体の加入は、理事会及び評議員会の決議を要する。

(加入手続)

第 9 条 加入を希望する団体は、所定の様式により加入申込みを行う。

(権利義務等)

第 10 条 加盟団体は、次の権利及び義務を有する。

- ( 1 ) 加盟団体会員は、当法人主催の各種大会・稽古会・講演会・講習会などに参加することができる。
- ( 2 ) 加盟団体は、その所属会員の称号の推薦及び段・級位の審査を申請することができる。
- ( 3 ) 加盟団体は、講師・審判員・指導員の派遣を申請することができる。
- ( 4 ) 加盟団体は、当法人で定めた定款及び諸規則を遵守し、剣道の健全な普及発展に努めなければならない。
- ( 5 ) 加盟団体は、当法人の名誉を毀損し、信用を失墜する行為をしてはならない。
- ( 6 ) 加盟団体は、その組織の運営等に関し、当法人に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項については、当法人にすみやかに通知しなければならない。

(会費)

第 11 条 加盟団体は、理事会及び評議員会の決議により別に定める入会金及び分担金を納入しなければならない。

(退会及び除名)

第 12 条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由を付して退会届を提出しなければならない。また、加盟団体又はその会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ議決に加わることができる理事又は評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て、会長がこれを除名することができる。ただしこの場合、理事会及び評議員会の決議をする前にその加盟団体の代表者又はその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- ( 1 ) 当法人の義務に違反したとき。
- ( 2 ) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### 第 3 章 賛助会員

(賛助会員)

第 13 条 当法人の目的及び事業を賛助しようとする者は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員の加入・退会に関し必要な事項は、理事会の決議で定める。

### 第 4 章 財産及び会計

(設立者の氏名、住所、財産の拠出、その価格及び基本財産)

第 14 条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

設立者 宮城県剣道連盟 会長 小澤 仁邇

住 所 宮城県仙台市太白区門前町 2 番 1 号

拠出財産及びその価額 現金 300 万円

2 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前項に定めた財産、評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。

3 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 15 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 16 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 17 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、次の第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

( 1 ) 事業報告

- ( 2 ) 事業報告の付属明細書
  - ( 3 ) 貸借対照表
  - ( 4 ) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - ( 5 ) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第 5 章 評議員及び評議員会

### 第 1 節 評議員

（評議員の定数）

第 1 8 条 当法人に評議員 2 0 名以上 3 0 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 1 9 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

- 2 評議員の選任は、評議員会において定める評議員選出規則により行う。

（評議員の任期）

第 2 0 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 第 1 8 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 2 1 条 評議員には、報酬を支給しない。ただし、その職務を執行するために要する費用を別途支払うことができる。

### 第 2 節 評議員会

（評議員会の構成）

第 2 2 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第 2 3 条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- ( 1 ) 理事及び監事の選任又は解任
- ( 2 ) 理事及び監事の報酬の額
- ( 3 ) 計算書類等の承認
- ( 4 ) 定款の変更
- ( 5 ) 残余財産の帰属先の決定

- ( 6 ) 基本財産の処分又は除外の承認
- ( 7 ) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第 2 4 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

- 2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(評議員会の招集権者)

第 2 5 条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員の 2 分の 1 以上の同意を得た上で、評議員会の目的である事項及び招集の理由を書面により示して、評議員会の招集を請求することができる。この請求があった場合、会長は、30 日以内に、理事会の決議を得て、評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の招集通知)

第 2 6 条 会長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所、目的である事項等を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(評議員会の議長)

第 2 7 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって選出する。

(評議員会の決議)

第 2 8 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- ( 1 ) 監事の解任
- ( 2 ) 定款の変更
- ( 3 ) 基本財産の処分又は除外の承認
- ( 4 ) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 3 2 条 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 2 9 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により

同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事が、評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第31条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 評議員会の議長及び出席評議員の代表2名以上が、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第6章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員の数)

第32条 当法人に次の役員を置く。

理事 30名以上45名以内

監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第33条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長とする。

4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事の中から副会長、理事長及び副理事長並びに常任理事を選定することができる。

ただし、副会長は5名以内、理事長は1名、副理事長は3名、常任理事15名以内とする。

5 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を助け、業務を執行し、会長に欠員又は事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を助け、業務を整理し執行する。
- 5 副理事長及び常任理事は、業務を分担執行し、理事長に欠員又は事故あるときは、理事長の職務を代行する。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第36条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 役員は、第32条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第37条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事または監事を評議員会において解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第38条 当法人の役員は、原則として無給とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を別途支払うことができる。

## 第2節 理事会等

(理事会の権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 当法人の事業計画並びに予算の決定
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(理事会の招集権者)

第40条 会長は、毎事業年度2回、理事会を招集しなければならない。

- 2 会長は、必要がある場合には、いつでも臨時理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続き)

第41条 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各役員に対して理事会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は電磁方法により、招集の通知を発しなければならない。ただし、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第42条 理事会の議長は会長がこれに当たる。ただし会長が欠けたときは、副会長がこれに当たるものとする。

(理事会の決議)

第43条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について理事の実員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が、理事及び監事の実員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要し



ない。ただし、この規定は、第34条第6項の規定による報告については適用しない。

(理事会の議事録)

第46条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名捺印又は電子署名をしなければならない。

(常任理事会)

第47条 当法人に任意の機関として、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会は、会長が随時招集する。

4 常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、副理事長がこれに当たる。

5 常任理事会は、理事会に付議すべき事項について審議し、理事会に提案する。

### 第3節 名誉会長、顧問等

(名誉会長、顧問、参与)

第48条 当法人に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、参与は、理事会の推挙により会長が委嘱する。

(名誉会長の職務内容)

第49条 名誉会長は、会長の諮問に応ずる。

(顧問の選任基準及び職務内容)

第50条 顧問は、範士の称号のある者から選任し、会長の諮問に応ずる。

(参与の選任基準及び職務内容)

第51条 参与は、範士の称号のある者以外から選任し、当法人の特定業務に関する諮問に応じ、その推進に協力する。

## 第7章 委員会及び事務局

(専門委員会の設置)

第52条 当法人の事業遂行のために必要あるときは、理事会の決議を経て専門委員会をおくことができる。なお、その名称・組織及び運営に関しては、理事会で定める。

(専門委員の委嘱)

第53条 専門委員は会長が委嘱する。

(事務局の設置)

第54条 当法人の事務処理のため、事務局を置く。

(職員の配置)

第55条 事務局には、局長、職員を若干名おくことができる。なお、その任免は会長が行う。

(事務局の任務)

第56条 事務局は、会計・登録・事業の業務を行う。

(手当の支給)

第57条 局長、職員については、別途給与、手当を支給することができる。

## 第8章 称号・段位・級位及び審査会

(審査)

第58条 剣道・居合道・杖道に関する称号の推薦及び段位・級位の審査は、別に定める規則による。

## 第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第59条 当法人の定款は、評議員会において決議に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても、同様とする。

(解散)

第60条 当法人は、基本財産の滅失その他事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第61条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 付則

(設立時評議員)

第62条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	鎌田 孝	佐藤政治	太田廣幸	小山正一
	菊田迅人	鏑水 隆	玉手伸一	及川紀博

酒井俊治 庄司径二 齋藤 浩 半澤喜代志  
佐山富崇 高嶋文智 布施谷忠夫 武中則夫  
青砥昌利 蘇武徳行 鈴木 淳 阿部美津雄  
古瀬英明 阿部雅人 千葉康弘 田村和也  
加藤十大 須藤浩司 澤田裕和

(設立時役員等)

第63条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 小澤仁邇 田所清三 千葉克彦 柴田和彦  
今村幹雄 今野和美 井上雅勝 高橋昭博  
佐藤悦朗 佐々木栄幸 曾根孝悦 齋藤浩二  
大泉貞房 洞口周士 佐藤正雄 後藤文雄  
田口淳一 長尾徳治 白幡正明 藤間哲雄  
伊藤善實 沼倉武広 川口精一 齋藤文夫  
大槻昭蔵 布田一雄 三浦昭夫 庄司 哲  
今野 淳 久道 淳 今野公勇 渡辺公基  
佐藤寿朗 最知明広 鈴木佐三 村上直隆  
日野正勝 田代信子 渡部 実 今野 透  
名生伊智郎

設立時代表理事 小澤仁邇

設立時監事 手塚文雄 高橋 巖 佐藤則夫

(最初の事業計画等)

第64条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第65条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第66条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

宮城県仙台市太白区門前町2番1号

設立者 宮城県剣道連盟

上記代表者

宮城県仙台市泉区紫山2丁目3番地の2

小澤仁邇

(地位の継承)

第67条 当法人の設立にともない、宮城県剣道連盟の現行規約を廃止し、同連盟の権利義務のすべてを当法人が継承する。

(法令の準拠)

第68条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人その他の法令に従う。

以上、一般財団法人宮城県剣道連盟を設立するためこの定款を作成し、設立者がこれに記名押印する。

平成30年5月6日

設立者 宮城県仙台市太白区門前町2番1号

宮城県剣道連盟

上記代表者

宮城県仙台市泉区紫山2丁目3番地の2

小澤 仁 邇